

勤労者財産形成促進制度の概要

勤労者財産形成促進制度

財形貯蓄制度

財形貯蓄取扱機関
銀行、証券、生保、損保、郵貯等

財形貯蓄
制度

財形年金
貯蓄制度

財形住宅
貯蓄制度

財形貯蓄活用給付金・
助成金制度

※ 平成19年4月に廃止
(経過措置は平成21年度まで)

事務代行制度

中小企業財形共同化支援事業助成金

※ 平成19年4月に廃止
(経過措置は平成20年度まで)

財形給付金・基金制度

財形給付金
制度

財形基金
制度

財形助成金制度

※ 平成19年4月に廃止
(経過措置は最長で平成26年度まで)

財形融資制度

独立行政法人雇用・能力開発機構等が融資

財形持家
分譲融資
制度

※ 平成19年4月に廃止
(回収は最長で平成
44年度まで)

財形持家
個人融資
制度

※ 転貸融資については
勤労者退職金共済
機構へ移管

財形教育
融資制度

※ 平成22年末廃止予定
(回収は最長で平成
32年度まで)

凡例

移管して業務を継続
今般制度を廃止するが回収業務のみ移管して実施
廃止済みの業務で経過措置又は回収業務のみ移管して実施
廃止済みの業務で移管前に経過措置終了